

## 平成 30 年度第 2 回長野県契約審議会

日時：平成 30 年 9 月 11 日（火）13:30～16:00

場所：県庁議会棟 3 階 第 1 特別会議室

### 1 開会

#### ○井上企画幹

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今から、平成 30 年度第 2 回長野県契約審議会を開会いたします。私は、本日の進行を務めます会計局契約・検査課企画幹の井上和幸でございます。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。それでは、お手元に配付しました次第に従いまして、進行してまいります。また本日は資料確認用にタブレットをご用意させていただきました。

本日は、3 名が欠席ということで 9 名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、「長野県契約審議会規則」第 4 条第 2 項の規定による、過半数の定足数を満たしており、会議が成立していることを、まずご報告いたします。

また、この審議会は、公開での審議となり、会議録は後日、県の公式ホームページで公表されますので、あらかじめお知らせします。

なお、会議の終了時刻につきましては、16 時頃を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで、報道機関の皆様、傍聴の皆様方にお願いがございます。本日の資料は、今後の検討によりまして、修正される可能性がございますので、その点に十分ご留意いただくようお願いいたします。

それでは、はじめに県を代表しまして、塩谷会計管理者兼会計局長から、ごあいさつを申し上げます。

### 2 あいさつ

#### ○塩谷会計管理者兼会計局長

会計管理者兼会計局長の塩谷でございます。本日は、碓井会長をはじめ、各委員の皆様方におかれましては、大変ご多忙のところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日の契約審議会は、審議事項といたしまして、平成 31、32 年度の入札参加資格申請に関する事項を含む 3 項目について委員の皆様のご意見をいただきたいと思っております。このほか、報告事項といたしまして 6 項目を予定してございます。限られた時間の中で、盛りだくさんな内容となっておりますが、委員の皆様のご専門的な知識やご経験を基に、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。簡単でございますけれども開会のごあいさつといたします。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○井上企画幹

続きまして、会議事項に入ります。会議事項の議長につきましては、長野県契約審議会規則第4条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、碓井会長に会議事項の進行をお願いいたします。

### 3 (1) ア 前回審議会の主な意見

#### ○碓井会長

それでは、暑い夏であるわりには今日は涼しい信州の空気をいっぱい吸って会議を進行させていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは早速でございますが、お手元の会議事項の(1)審議事項というのがありますが、そのア「前回審議会の主な意見」について、まず事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局

それでは、前回の主な意見について資料1、1ページをご覧ください。内容につきましては網掛けの部分を中心に担当者から説明させていただきます。まず、網掛けの業務委託等の総合評価落札方式の拡大に向けた取り組みにつきまして、前回委員会でいただいた意見に対して説明させていただきます。入札参加資格の仕組みを変えれば入札者にインセンティブを付与することが可能となるが、業務委託等の総合評価落札方式の拡大についてご意見をいただいております。総合評価落札方式の拡大につきましては、契約に関する取り組み方針の中でサービスの向上、環境配慮および多様な労働環境への整備への取り組みを評価項目とする総合評価落札方式の拡大について検討するということが明記されています。そのため契約の透明性、競争性、経済性を損なわない範囲で、総合評価落札方式の評価項目に入札参加資格にもございますその他の審査項目、信州企業評価を加えることができるものといたしまして、入札参加資格審査の仕組みと合わせて、評価していくものでございます。

なお建設工事については、公共工事の品質の確保に関する法律、いわゆる品確法の中にも、理念として経済性に配慮し価格以外の多様な要素も考慮し、価格および品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより公共工事の品質の確保がされなければならないとも書かれているところでございます。1番につきましては以上でございます。

#### ○事務局

それでは1ページ目の下から3番目、平成31・32年度森林整備業務の入札参加申請における新客観点事項の見直しについて、前回は湯本委員から物品や建設工事では資格申請要件として「暴力団員等でないこと」という項目があるのに対し、森林整備では資格申請要件とされていない理由は何か、というご意見をいただきました。その場では申請書で誓約していただいているというお話だけをさせていただきましたけれど、現在の森林整備業務の入札参加資格に係る告示の資格申請要件に、物品や建設工事と同様に「暴力団員等でないこと」を、平成30年8月23日付けの県報告示で追記しました。平成31・32年度の入札参加資格申請についても、同様の予定ですので続いて説明をさせていただきますが、6ペ

ージをご覧ください。6ページの資料2-3になります。資料2-3の中段【参考】のところになります、「森林整備業務入札参加資格について」というところの「1、資格申請要件」、「(7)暴力団員等でないこと」を加えまして、平成31・32年度の森林整備業務の入札参加資格申請を受けたいと考えております。以上です。

○事務局

それでは入札資料1の一番下の網掛けでございます。建築物の解体工事における総合評価落札方式について、奥原委員様から、建設工事では設けていないのに解体工事だけに社会貢献の中に「県営住宅における緊急修繕業者への登録」があるがなぜかのご意見を頂戴したところでございます。その網掛けの右のほうでございます。この加点につきましては、解体工事にだけでなく建築一式工事、また建築工事にかかる建築電気、建築機械、これらにかかる工事におきましても加点対象としておりますのでご承知ください。以上でございます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。それではただ今のご説明につきまして、ご質問ご意見等ありましたら伺いいたします。

2番目の森林整備業務のところですが、「暴力団員等でない」というのはいち早く取り入れられたというスピーディーな処理に感銘を受けております。おそらく他の委員の皆様も同じかと思えます。

何かご質問ありますか。よろしいですか。それではこれは了承したということにします。

### 3 (1) イ 平成 31・32 年度 入札参加資格申請

○碓井会長

続きまして審議事項イ、「平成31・32年度入札参加資格申請」につきまして事務局からご説明をお願いします。

○事務局

では資料2-1をお願いします。平成31年・32年度の物件購入等の入札参加資格申請における加点項目の見直しにつきまして説明させていただきます。前回の第1回契約審議会において大枠の変更につきまして資料の中で1番の、「その他の加点項目」の削除および2番の「その他の加点項目」の呼称の変更、3番のスケジュールについてご審議をいただきました。この内容について、3番のスケジュール表のとおり、6月27日から7月27日にかけて1か月間パブリックコメントを実施しましたところ、今回寄せられた意見はございませんでした。よって、平成31年・32年度の入札参加資格の付与につきましては、本資料のとおり作業を進めさせていただきたいと考えております。物件の入札参加資格の関係の説明は以上です。

○碓井会長

それでは引き続きお願いします。

○事務局

続きまして資料2-2をお願いします。平成31・32年度建設工事の入札参加資格申請における新客観点数の見直しということで、前回行われました第1回契約審議会の中で資料にございますとおり、新客観点数の項目の変更についてご審議をいただきまして、3のスケジュールにあるとおり、前回の審議後にパブリックコメントを行いました。

次のページをお願いします。パブリックコメントのご意見です。パブリックコメントは平成30年6月27日から7月27日までの1か月間実施し、5件のご意見をいただいております。

内容は記載のとおりですが、新客観点数の加点項目の追加に関する意見は下の2つ、4番目と5番目でございます。4番目のご意見は、協力雇用主の登録への加点だけでなく、実際に雇用した場合にも加点していただきたいというご意見でございます。ここで協力雇用主というのは、刑務所等の出所者等を雇用し、更生に協力する民間事業主のことを指します。これについて県の対応方針でございますが、事業者の加点内訳は公表することを前提としており、協力雇用主に登録し、実際に雇用した事業者に加点する場合、雇用の有無が加点状況から推測できてしまい、被雇用者の更生に影響を及ぼす恐れがあるため、加点しないこと、としています。

続きまして5番目のご意見でございますが、若手育成の加点も大事だが、高齢者の雇用についても何か考えてほしいというご意見でございます。これについて県の対応方針は、今後、建設産業では高齢化等により大量に離職者が出るが見込まれ、将来を担う若者の入職・定着を促し、人材を確保することが重要であると考え、担い手の確保・育成に重点を置いた取り組みを行っているところです。高齢者の雇用については、技術の伝承の観点から重要な課題であると考えており、現在行っている県の「長野県就労促進・働き方改革戦略会議」や国の「建設技能者の能力評価制度のあり方検討会」等での議論を踏まえ、今後総合的に検討してまいりたい、としております。

結論としましては、いただいたパブリックコメントによって新客観点数の項目に変更はないことから、次のページA3の資料の左側になりますが、31年・32年度に記載した項目によりまして、今年10月1日を基準日とした入札参加資格申請を来年1月中旬から2月上旬にかけて受け付けを行い、平成31・32年度の入札参加資格の付与に向けた作業を進めてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。それでは資料2-1と、それを分離しまして2-2と2-3は共通の内容になりますので、それを分けて皆様からご意見・ご質問を伺うことにしたいと思います。まず資料2-1で製造の請負、物件の買入、その他の契約の関係でございますが、ご質問やご意見がありましたら、お願いいたします。はい、吉野委員。

○吉野委員

資料の2-1でございますけれども、前回、私欠席しておりましたのでどうかと思いますけれども、その他の加点項目の名称変更で、「信州企業評価項目」とされるようですが、この主旨はどういうことでしょうか。県内企業だけを対象とするという意味ですか。その辺確認をさせていただきたいと思います。

○事務局

お答えいたします。もともと「その他の加点項目」というのは県内の本店企業のみへの加点の対象をしておる項目なのですが、今の「その他の加点項目」と言う名前ですと、その部分あまり明確になっておりませんで、特に長野県の企業に取り組んでいただきたい項目ということで取り上げております。

○碓井会長

ほかにいかがですか。はい、堀越委員。

○堀越委員

堀越です。私も前回欠席いたしまして、このようなご意見といいますか、ご質問させていただくのは大変恐縮ですけれども、まず、障がい者雇用のところですが、このところにつきましては、建設工事のほうでは労働福祉というようなくくりで記載されているようなのですが、その辺の統一というのはどうなのかなというふうに思います。ただ、建設工事のほうとは組立構成がちよっと違ってはいるようですが、建設工事のほうでは労働福祉の中に障がい者雇用のことも挙げていますので、その辺の整合性を取る必要があるかどうかということが1点です。

2点目といたしまして、今「信州企業評価項目」というのは、県内の本店企業のみに対する加点項目というようなことがありました。2018年度から「しあわせ信州創造プラン2.0」がスタートしているわけですが、やはりその5か年計画に沿った内容がここに落とし込まれているかどうかというところは、ここだけではなくて、全体的にそれは非常に大切なことだと思うんですね。たまたまではないんですけれども、この資料2-1を見ている中において、ひとり親家庭の雇用、その分が入っていないというのがどうなのかなということが、私のほうでは感じております。その5か年計画を見ますと、ひとり親家庭の親の雇用も促進しているようになっていますので、その部分が抜けてしまっているのはどうなのかなと感じました。

○碓井会長

それでは、事務局お願いいたします。

○事務局

加点項目につきましては、5か年計画も意識しつつ、すべての取組を審査の中で確認することもできませんので、企業の取り組みやすさや確認書類の整備可能なもの、第三者による公のチェックがあるものなどを組み入れております。ひとり親家庭につきましては、

まず、ひとり親であること、その方を雇用しているということの確認資料の提出が必要となりますが、確認方法について過去に担当課とも相談する中で、そういった情報の申請や、個人の同意を得て第三者に確認を受け資料を提出できるかなど検討した経過はあるのですが、プライバシーの問題ですとか、確認する時点ですとか、いろいろな課題があってまだ検討が必要で、今回は見合わせております。

○確井会長

今のもう一つの質問のほうはどうなんですか。障がい者雇用の扱いは。

○事務局

建設工事との整合性の部分ですが、項目の立て方が違うということもあるのですが、労働福祉という言葉は建設工事の案ですけれども、いわゆる労働福祉という言葉の包括する中に障がい者雇用を入れてしまうべきか、それとも労働福祉というと、労働者の健康や安全、保障など広く労働者全体の福祉を指すのか、捉え方が異なる点があるのではないかと議論もありまして、今回は労働環境のほうは包括的な表現にさせていただきましたが、労働福祉のほうは現状のままという形にさせていただいております。

○確井会長

これは、今後も検討してまとめられればまとめ、そういう方向のことはあり得るのでしょうか。31年度、32年度はこれでいくということですか。そこから先のことになるのか、議論はその辺は進んでいますか、今後の課題として、そこまではまだっていないのですか。

○事務局

今回、建設とここを労働福祉にするかどうかという議論はしなかったのですが、障がい者支援の担当部署などの話を聞く中で、実際に労働福祉という言葉の使われる場面と、障がい者雇用促進の部分というのが、受けとる側のイメージが違う部分があるのではと考えました。建設工事の資格のほうが古くから使われているので、建設のほうもすぐに直すというわけにはいかないと思いますので、言葉をどうすり合わせていくか、労働者福祉や障がい者支援施策の担当課とで今後議論をさせていただきたいと思います。

○確井会長

堀越委員、今日の審議が31、32年度のところです、堀越委員個人としてはどんな方向がよろしいと思いますか。

○堀越委員

一番大切なのは、やはり障がい者雇用のことについて目を向けてもらうということです。ただ、たまたまこの建設工事のほうと見比べたときに、ちょっと整合性が取れていないなというようなことを感じたもので、障がい者雇用というもののほうがはっきりしていていいかもしれないのですが、そうすると建設工事もそういうふうに変えてもらったら

もっといいのかなど。一番の目的は障がい者雇用に目を向けてもらいたいということです。

○碓井会長

どうぞ、契約・検査課長。

○事務局

前回の資料の2-1というところで、公共調達に関する最近の国内外の動向というお話をさせていただきました。その中で私どもが一番意識していますのは、国連で採択されました持続可能な開発目標SDGs、これがこれからの公共調達の中で大きな比重といますか、指針になってくると思われまますので、その辺の用語、概念を一番注目して合わせていきたいというふうに思っております。

○碓井会長

いずれにしても検討してみる余地はありそうですので、議事録にきちんと残して、ご意見として。

ほかに。よろしゅうございますか。それでは、2-1は、基本的にこれで進めていただきたいと思えます。

次、2-2や2-3についてご質問やご意見がありましたらお願いします。よろしゅうございますか。パブリックコメントに関する考え方、対応方針としていかがでしょうか。それでは、これもおおむねよろしいということでした承させていただきます。どうもありがとうございました。

### 3（1）ウ 建設工事に係る委託業務における総合評価落札方式の低入札価格調査

○碓井会長

それでは、続きましてウの「建設工事における適正な労働賃金の支払いを評価する総合評価落札方式の低入札調査」を取り上げたいと思えます。まず、事務局からご説明をお願いいたします。よろしくをお願いします。

○事務局

資料3、7ページをご覧ください。昨年度第4回契約審議会におきまして、建設工事における低入札価格の導入についてご審議をいただいたところでございます。今回、委託業務におきましても、建設工事と同様に低入札価格調査を導入するものでございますので、ご審議をお願いします。

1番に、現状と課題といたしまして、建設工事に係る委託業務の低入札価格調査において、低入札価格調査基準価格と失格基準価格を同額とし、これを下回った者は、調査を省略し失格としております。総務省、国土交通省から、「総合評価落札方式による入札における適切なダンピング対策の実施について」（平成29年9月29日付）になりますけど

も、価格による失格基準と調査基準価格は発注者の調査能力等に応じて、負担軽減にも配慮しつつ、適切な幅を設けることと通知されてございます。本通知を受けまして、平成30年4月1日公告案件以降の建設工事について先行して実施をしてございます。

2番の取組内容といたしまして、下の図の左が現行、右が改正となります。右の図の改正点といたしまして、調査基準価格を変動制とし、予定価格の87.5%から90%を設け、失格基準価格は調査基準価格から2.5%相当額を低く設定いたします。今回の見直しに伴い、入札動向に大きな影響を与えないよう、調査基準価格未満の価格点は右の図の矢印のとおり補正をいたします。

3番の実施時期につきましては、制度の十分な周知期間を取りまして平成31年4月の公告案件より適用いたします。

引き続きまして、次のページをお願いいたします。次のページですが、資料の中に誤字・誤りがございました。申し訳ございませんが、別に配付をさせていただいております資料でご説明をさせていただきます。「建設工事に係る委託業務における低入札価格調査について」でございます。調査基準を設けるに当たり、低入札価格調査を導入するものでございます。総合評価を含む、受注希望型の委託業務（予定価格50万円からWTO適用基準未満）におきまして、低入札価格調査基準価格未満で落札候補になった者に対し、低入札価格調査および品質確保対策等を行うものです。真ん中の図の左側が現行、右側が改正となります。

改正の取り組みとしては5点ございます。1点目といたしまして調査対象者については、低入札価格調査基準価格未満の落札候補者が調査対象となります。2点目の、低入札価格調査については、落札候補者通知日の翌日から起算して2日以内に調査書類を提出していただきます。3点目の品質確保対策については、管理（主任）技術者の専任配置と第三者照査を実施いたします。下段の注意書きにあります、専任配置とは他の委託業務において、いかなる技術者としても従事しないこと。第三者照査とは、受注者が自ら実施する照査とは別の、第三者による照査を受注者の費用負担により実施するものでございます。また第三者とは、県の入札参加資格を有し、落札候補者と資本関係や人的関係がないこと、過去に落札候補者から第三者照査を依頼または依頼されたことがないことなどが要件となっております。4点目の落札候補者辞退について可能とし年3回以上の辞退で入札参加制限といたします。5点目の書類不提出で虚偽説明等への対応といたしまして、完了時にも同様の調査書類等を求め、赤字が発生した場合には理由を求めます。契約前に書類の不提出があれば落札候補者取消しと入札参加停止を行います。完了時に書類の不提出があれば入札参加停止および業務成績点の減点を行います。調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないと判断場合には、落札候補者の取り消しおよび入札参加制限を行います。なお、下段に低入札価格調査時に提出していただく書類の一覧を付けてございます。説明は以上です。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

○碓井会長

2つに紙が分かれておりますので、7ページについてもご質問、ご意見がありましたら、皆さんから伺います。

これは、建設工事の委託業務について、ここに書いてあるような低入札価格調査をとい



う趣旨で理解していいですね。何かご質問、ご意見ございますか。よろしいですか。それでは次に、修正版というほうでご説明があったかと思いますが、こちらについて。吉野委員。

○吉野委員

そうですね。この8ページの修正版ですけども、現行については、何ら規定はなかったという意味ですか。規定というか、県としての規定はなかったという意味ですね。一応、自治法の施行令では排除することができるという、契約内容に適合した履行がされないおそれがある場合には排除できることになっているんですけど。だから自治法の施行令上は県でもできるはずだったのですが、詳しい規定がなかったという意味ですか。建設工事も同じですか。

○事務局

規定のないというのは各要領の中でこういった報告の規定はないということでございます。

○吉野委員

だから、実施上なんというか、詳しい規定がなかったからやりようがなかったという意味ですか。後でもう一つ質問します。

○事務局

低入札価格調査については、改正前は契約後確認調査ということで、規定を設けて建設工事のほうでは実施しておりますけれども、契約後確認調査。低入札の価格になった時点での調査というのは建設工事も行っていなかったということで、契約後確認調査の規定を見直して、まず建設工事の低入札価格調査ということに改正をさせていただいたと。委託業務については、その契約後を含めた価格調査というものを、要領を用意してなかったということでもあります。

○碓井会長

はい、吉野委員。

○吉野委員

それでは、この改正の中で⑤というのがありますよね。調査の結果、契約内容に適合した履行がされないと判断した場合、落札候補者取消、それから入札参加制限とありますが、従来は契約前については規定がないからやらなかったということですか。

○事務局

低入札の基準になった時点で全部失格にしていたので、基本的には調査自体がなかった。

○吉野委員

調査はしなかったけど、失格だったと。そういうことですね。分かりました。

じゃあ、もう1つお聞きします。4月から、この⑤の一番最後の関係は、契約前でもあり得るという解釈でよろしいですね。

○事務局

⑤の書類の書類不提出とか虚偽説明ということですよ。これは契約前もあり得ます。

○吉野委員

前もあり得ると、そういうことですね。そうすると4月1日以降は建設工事も適用にしているということでしたけれども、そういう事例は出てまいりましたでしょうか。

○事務局

建設工事においては、低入札価格調査基準価格未満の調査については17件ございましたけれども、そういった事例はございません。

○吉野委員

取り消しも辞退もなかったと、そういうことでいいですね。

○事務局

辞退は1件あります。これは7月末時点でございます。

○碓井会長

ほかにどうでしょう。柳澤委員。

○柳澤委員

柳澤です。技術的なことなのですが、この改正のところで低入札価格調査というのは、調査、落札候補者通知でも翌日から起算して2日以内に書類を提出しろということで、これ提出しないと⑤の要件に当たるとこういうことですね。

○事務局

不提出の場合は⑤に該当します。

○柳澤委員

2日という期間は短いとかそういうことはないのでしょうか。適切な期間でしょうか、ちょっとそこだけ確認させていただければと思います。

○事務局

2日につきましては、落札候補者への通知の翌日から起算して2日以内に書類を提出を求めているものでございまして、この2日は入札参加の資格審査書類の提出と併せて提出

をいただくということで設定してございます。この2日につきましては、基本的には入札をされた者によって、必要な内容については既にその時にそろっているんだという建前論になるのですが、既にそろっているだろうということで2日としています。

○碓井会長

何か補足がありますか。よろしいですか、どうぞ。

○事務局

補足させていただきます。また、現在実施しております建設工事におきましても低入札価格調査については2日以内が原則となっております。

○碓井会長

ほかには。はい、藏谷委員。

○藏谷委員

この4月1日から建設工事では今ご説明いただいた低入札価格調査をされているので、委託業務に関してもそれに準じて今回改正をするという趣旨でいいんでしょうか。先ほど7月までの資料とおっしゃったのですが、建設工事で17件、これに抵触する物件があったと、全体の何パーセントくらいですか。

○事務局

4.58%です。

○藏谷委員

それで、落札候補者取り消しになった場合というのは、先ほど辞退が1件あるとおっしゃったけれど、ほかの16件に関してはクリアですか。

○事務局

取り消しになった者はございません。

○藏谷委員

まだ進行して施工中ですか。すべて16件。

○事務局

そこまでのデータはないです。

○藏谷委員

これ終わったあと、最後に清算の調査をされるわけですね。どのくらい赤字になったというか、マイナスになったか、どの程度でできたかというのを、それをおやりになるのですか。

○事務局

調査の結果についても、完了時にも同様の調査書類を求めます。

○藏谷委員

それは公表いただけるのでしょうか。

○事務局

はい、ホームページに公表します。

○藏谷委員

ありがとうございます。

○碓井会長

ほかにいかがでしょう。はい、野本委員。

○野本委員

改正の③品質確保対策の、もう一度ご説明いただきたいのですが、第三者照査で、第三者の要件をもう一度、先ほど聞き取りづらかったのでお願いします。

○事務局

第三者につきましては、県の入札参加資格を有し、落札候補者と資本関係や人的な関係がないこと、過去に落札候補者から第三者照査を依頼、または依頼されたことがないことなどが要件ということでございます。

○野本委員

ありがとうございます。その第三者の要件ですけれども、これ外見からして、独立性が確保されなければならないということで、それが客観的に分かるようにということで、できれば明確に記載していただいたほうがいいかなというふうに思います。すみません。私どもの業界もそうなものですから。

○碓井会長

口頭でおっしゃったようなことは、どこかにきちんと示されるわけですか。まったくないのですか。

○事務局

4月1日の施行においては、共通事項として明記されますが、まだ審議会においてきちんとその辺含めて、これで承認ということになれば、当然明記させていただかなければいけないと思います。4月1日の実際の施行までまだ2度ほど審議会があらうかと思っておりますので、次回にそこまで明記した形で、もう少し分かりやすい形にした書類に直させていた

だいて再度ご確認いただくほうがよろしいかと、私受け止めたのですが、それでよろしいでしょうか。

○碓井会長

そうしていただければと思います。ほかにいかがでしょうか。

それで、今技術管理室長がおっしゃったことと関係するのですが、私、この資料を見せていただいて、修正版と打ったほうもまさに建設工事に係る委託業務の低入札価格調査で、何となく前の資料3との関係がどういうふうになっているのか、今日の資料で良く分からないのですが。別のことを私たちに諮っているのか、それとも同じことを言っているのか。確かに、建設工事に係る委託業務では共通ですかね。低入札価格調査は共通なんですか。これは何か分かりやすい方法がないのかなと一瞬感じますが、いかがでしょうか。

○事務局

タイトルを「低入札価格調査について」ということで、低入札価格調査を導入するという点にある程度重きをおいてご審議をいただいているところでございまして、低入札調査が生じるような形での失格基準価格の設定、いわゆる幅を持たせる設定、という点と、そのために生じる低入札価格調査制度を新設ということが、一連でございまして、今回このような形を取らせていただいたわけでございます。特に幅を設けることについては、建設工事に続いて、同様な内容ということも含めて、一連でということですが、やはり分かりづらい部分もあろうかと思っておりますので、最初のページはあくまでも調査基準価格の設定ということについて、一旦資料を分けまして、その低入札価格調査の具体的な内容ということで2枚目に独立させる形。先ほど、修正版で再度ご確認ということを申し上げましたので、併せましてタイトルをまた別項目という形でやらせていただければと思います。

○碓井会長

分かりました。それでは、この辺は、次回にまた報告事項でよろしいかと思っております。少し工夫をして分かりやすくしてということをお願いしたいと思います。ほかに何かご質問やご意見ございますでしょうか。

それではこの修正版で示されている内容について了承してよろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

それでは、あらかじめ予定していたところではこら辺で休憩ということですが、時間がまだ早いように思いますので、次の項目に移らせていただきたいと思います。

### 3(2) ア 道路維持補修工事における複数年継続委託の試行

○碓井会長

報告事項ア、道路維持補修工事における複数年数継続委託の試行について、でございますが、まず事務局から報告をお願いします。

## ○事務局

私のほうから「道路維持補修工事における複数年数継続委託」の関係で、包括プロポーザルという形を提案しておりますので、そちらの概要からまず、ご説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

資料の4-1をご覧くださいと思います。「包括的プロポーザル方式を活用した複数年契約の推進について」ということで概要を説明しております。まず、現状と課題というところですが、現状では債務が確定して債務負担行為を起している場合や、複数年とすることで有利となる場合というようなことで、長期継続契約をしている場合を除いて、同種の業務が複数年度にわたる業務であった場合に、単年度契約として毎年入札を行っているため、複数の業務を1つのプロポーザルで行うという手法がまだ確立されていない、整理されていないという状況があります。

また、そのほかにも業者側の従来の単年の契約では、業者側の雇用や設備投資が安定しない等の改善の要望があったり、また複数年度にわたる継続的な業務、同様の業務を単年度ずつ繰り返すというような業務におきましては、年度ごとの品質の向上を図るということで、年度ごとに成果目標を設定したり、評価する、また評価の結果、未達成の場合の措置や次年度の計画について反映するようなPDCAのサイクルができていない、そのような現状と課題があるということでもあります。

それに対して解決策というか、従来の契約の形を整理するということなのですが、それとして包括的プロポーザル方式ということで、1回のプロポーザルで複数年度、複数回にわたる業務について、契約の相手方を1者に特定して、総合的に優れた契約を行うことを目的としまして、包括的プロポーザル方式を試行していきたいというものであります。

言葉だけではイメージが分かりづらいかと思しますので、4の実施フローイメージのところをご覧くださいと思います。こちら従来の形、字が小さくて恐縮なのですが、C1業務、C2業務、C3業務ということで、それぞれ個別に入札やプロポーザルを行ってということでやっていたわけですが、それを1回のプロポーザルでC1からC3まで包括して提案してもらってより良い提案をしてもらうという形でありまして、それによって、この時点でC1からC3まで提案をした中で、最優秀の業者をこのことについての契約の相手方として特定してということで、随意契約の相手方として特定し、契約としてはC1の1年分だけを契約するという形であります。

これによって、先ほどの課題について整理していくということで、具体的には成果目標のところ、最初のプロポーザルで3つについて提案してもらって、そのあとC1の業務をやっていただいて、そこでこの業務について評価をして、それをC2のほうに反映させるということで、PDCAのサイクルを回すというような形で試行していくという形であります。

これによってメリットとしては、4の右側にありますけれども、単年度ごとの業務評価によって品質の向上が図られることや、後続する別業務についても包括的な全体のプロポーザルで提案をしてもらうことによって、支出についても全体的に抑えられるというメリットがあるということで、この包括的なプロポーザルという形を整理して、試行して行いたいというところでもあります。包括プロポーザルの概要、考え方については以上です。

## ○事務局

続きまして、10 ページ、資料 4-2 をご覧いただきたいと思います。

「道路維持補修工事における複数年継続委託の試行について」ということでございます。まず、どういったものかという概要をご説明したいと思います。1 番でございますけれども、県管理道路の維持補修業務につきまして、長野県では民間委託を実施しております。この受託者ですけれども、緊急時でも維持補修業務ができる体制を確保する必要がありまして、業者選定時に入札参加者の施工体制を評価して委託者を決定する「施工体制確認型契約方式」これはプロポーザル方式ですけれども、を導入いたしまして契約期間は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの単年度契約として行っているところでございます。

経営規模が小さくても地域に根ざした業者が当該業務に参入できるよう、複数の構成員からなる特定共同企業体(JV)こちらのほうとも契約できることとしているところでございます。

2 番目の対象業務ですけれども、右側に写真を付けてございます。通常の業務といたしまして、道路の穴埋めですとか、草刈り、側溝清掃、路面清掃などをやっていただいております。また、災害時などの緊急の対応といたしまして、②の小規模補修工事でございますけれども、崩落個所の応急措置ですとか、崩落土砂の撤去、また倒木の除去ですとか大型土のうの設置等々、災害時の緊急の対応ということで行っているところでございます。その他、一部の工区で除雪業務と一体化して実施しております、平成 30 年度は全体の中の 3 工区ですけれども、除雪業務を一体化して行っているところでございます。

3 番目の現状と課題でございますが、今の方式を取り入れて、平成 22 年度以降民間委託を順次拡大しております、平成 26 年度からは全県で完全実施をしております、現在 97 工区のすべてで JV と契約しているところでございます。地元企業の共同企業体によって、維持補修を行っていただいておりますので、災害時には迅速な応急対応等地域の安心・安全のために大変有効に機能していることと考えております。

一方、最近の建設業界ですけれども、企業体力の低下など地域を守る建設企業の技術者不足ですとか後継者不足というのが進展しているという問題もござります。今の契約ですと、契約が単年度のため、中長期的に技術者の育成や機械を購入したりする生産性の向上の増資ですとか、そういった体制の改善が困難な状態にあるといえると思います。また、事務の契約事務の縮減、簡素化等も求められているところでございます。

そこで、4 番目の先ほどご説明させていただきました包括的プロポーザル(仮称)でございますけれども、そちらを活用いたしまして、業務の複数年化を図っていきたいというものでございます。まず、初年度のプロポーザル方式によりまして業者選定をいたしまして、総合的に優れた複数年継続の契約相手を特定いたします。契約期間は 3 か年と考えておりますが、年度ごとにその特定者と随意契約を行うことといたします。業務の実施にあたりましては、全体の基本協定書を締結いたしまして、業務の評価を毎年行うこととしております。

それにより期待される効果といたしましては、長期の業務の確保によりまして建設企業の経営の下支えになるのではないかと考えます。また、計画的な技術者の雇用や育成、機械の増強・更新による施工体制が強化されるかと思っております。また、そういったことによりまして、作業効率の向上、業務コストの縮減、また道路サービスの水準の向上にもつなが

っていくのかなと考えております。事務手続きの簡素化にも当然寄与するものと考えております。

今後の予定でございますけれども、来年、平成31年の4月から一部施行を目指しておりますので、要領等も1月に作っていきたいと考えております。来年度の業務から少なくとも各建設事務所に1工区以上では試行したいと考えておりますが、できるところはできるだけ取り入れていきたいと考えております。また、冬期の除雪と一体化している工区につきましても現在3工区ありますけれども、そちらのほうも対象にしていきたいと思っております。以上でございます。

○碓井会長

どうもありがとうございます。ただ今のご説明につきまして、ご質問やご意見がありましたらお願いします。吉野委員。

○吉野委員

ただ今例として道路維持補修工事の関係が出ましたけれども、本来プロポーザル方式というのは、デザイン重視の建築とか複合施設とか、いろいろな工夫が必要なものが通常は対象になるのだらうと思うのですが、県としてはそういうものまで広げるおつもりですか。というのが1つの質問です。あと、もう1つまたありますけど。

○事務局

従来プロポーザルについては吉野委員がおっしゃるようなところもあろうかと思っておりますけれども、県としてはより良い業務について実施したいという意識がございまして、それにあたっては業者の方に事業の方法等をプロポーザル提案していただくというような面もありますので、そういう部分については、プロポーザルということを考えておまして、何でもかんでもプロポーザルということではなくて、品質の向上につながるようなことについては、そういった面も生かしていきたいというところでございます。

○吉野委員

それでもう1つ質問ですけれど、3番の「未達成の場合は次年度の契約を継続しない仕組みを導入することで品質の向上を図る」と書いてありますけど、難しいものについては引継ぎを前提にしないと、単に業者を変えるだけでは難しいと思うのですよね。その辺はどういうふうにお考えですか。

○事務局

吉野委員のおっしゃるとおりかと思っておりますので、そちらにつきましては十分に業務の内容や業者の実施状況を踏まえてというところで、一定以下であれば即座に契約を打ち切るということは考えていません。基本的にはPDCAのサイクルによって、より良いものにするということが一番考えています。



○碓井会長

よろしいですか、吉野委員。

はい、堀越委員。

○堀越委員

教えていただきたいのですが、「プロポーザル方式による業者設定」というのは具体的にどういう方法で行っていくのかということと、それから「業務の評価を実施する」とありますが、その評価の基準といいますか、方法について2点お願いします。

○碓井会長

事務局お願いします。

○事務局

そちらにつきましては、2つポイントがあると思っております、1つは審査をする委員の構成、それから実際の審査項目の基準についてというところで思っておりますので、まずは審査員につきましては、基本的には専門の学識経験者や外部の方というようなところで構成して、また金額の多いものについては、そういった外部の学識者の方が委員の半数以上を占めるなど客観性をもたせるような形をとりつつ、また2番目の審査項目という基準につきましても、そういった外部の専門家がいるような場、外部の方がいるような中で審査して意見をいただき、客観性をもつような形の中で行っていきたく思っております。

○堀越委員

そうすると選定業者の決定は、選定委員会のようなもので行うということですか。

○事務局

プロポーザルに関してそういった専門の委員会を設置し、なおかつ県で現在設置しているところの請負人選定委員会についても審議して、より厳正な形でということと考えております。

○堀越委員

業務の評価は審査委員会みたいなものを行うのですか。

○事務局

今のところ想定しているのはそういう形もあると思っておりますし、また実際の業務に応じてというところで別に評価する委員会というのも実際にあるのかなというところです。またその点につきましては今後、今回は試行ということですので、実施していく中で検証しつつ、より良いものというところで行っていきたく思います。

○碓井会長

事前のご説明の中で私が伺ったのは、プロポーザル方式のやり方についての要綱が、そこで想定されているのは吉野委員のおっしゃったような分野かもしれませんが、あるということ伺ったのですが、それとは別に何か作られるかもしれない、そういう可能性を含んでいるのでしょうか。

○事務局

既存のプロポーザルに関しての要領はございますが、複数業務に当たるようなものについて未整備というところでもありますので、2階建てと申しますか、そういうような形で、より充実させていきたいということで考えております。

○碓井会長

今日は、これは報告事項だったのですが、お願いとしては、そういう要領なり何なりを作られたときに私どもにも教えていただく、報告をしていただければと思います。お仕事の進行状況に合わせてお願いします。

○事務局

分かりました。

○碓井会長

では藏谷委員。

○藏谷委員

私ども協会も、このお願いは数年間ずっとさせていただいていましたので、大変ありがたい決断だと思います。1年1年だと大変なので、3年くらい先を見て契約できると、先ほどメリットがありましたが、そのとおり私どもも大変ありがたく使えますと思います。

それと10ページの資料に写真がたくさん載っていましたね。とても見やすくカラーで説得力があるというか分かりやすいので、難しいものはこうしてもらえると分かりやすいかなと思います。

報告事項ですけれども、お願いというか質問というか、2つ3つお願いをします。

「包括的プロポーザル」とお聞きしたときに、道路維持だけではなくて、河川とか、あるいは道路河川に隣接をした森林整備とか、あるいは除雪とか、そういった項目も包括的にしながらプロポーザルで複数年というふうに捉えましたが、今回も道路だけなのでしょうかとというのが1つ。

それから10ページの2の対象業務の内容で、②1工事200万円というのがあるのですが、これも長年お願いしていますが、これ平成5年でしたか200万円になったのが。その前までは100万だというふうに思いますが、あれからもう25年ほどたちまして、特に我が県も、全国的にそうですけど、災害が多く、大きな災害から小さな災害まで数多いのですか、今200万円というほとんどオーバーしてしまいます。この金額が決められてから4分の1世紀たっているのご検討いただかなければいけない時期なのかなと私は思いま

す。

それから5番の最後に、契約手続きや書類の簡素化というのがありますので、これからプロポーザルのいろんな意味で提案をお受けいただくときに煩雑ではない簡素化ということを入りに入れていただいた資料形態をお願いしたいと思います。特に「包括的」というのに関していかがでしょうか。

○碓井会長

事務局お願いします。

○事務局

今回の複数年契約のものにつきましては、道路の今までやっていただいた維持管理、道路に関する維持管理業務だけを考えております。河川、山道につきましては、そのようなご要望もいただいておりますので、当方の河川課とかそういうところで今現在検討しているところがございます。来年度からのこの複数年につきましては、今は道路だけを考えているところがございます。

○藏谷委員

「包括」というのはどういう意味なのか。包括という言葉の意味。

○事務局

包括という意味はいろいろな意味で使われてはいるんですけども、今回の場合は単年度業務を複数年化するということで包括的なプロポーザルという形で、仮称ですけども、そういった名称で使わせていただいております。

○藏谷委員

施工の立場からすると、包括的というと、先ほど言った道路、河川、除雪から林道整備を包括するというふうに、今までそういう議論をしてきたので、勘違いされる方も多いかと思いますので、ちょっと適切な言葉がいいのかなとも思いますが、再度ご検討いただくとよろしいかと存じます。

○碓井会長

今の点は、私も思うのですが、かっこで包括的プロポーザル（仮称）と書いてあるのですが、そこはむしろ複数年何とかという、それを残しておいたほうが分かりやすいかなと。藏谷委員がまさにおっしゃるような、そういう包括からちょっとずれた印象を与えてしまいますが。

○事務局

道路につきましては、先ほどちょっと出ましたけれども、今までも、単年度のプロポーザルというような形で、施工体制確認型契約方式の要領というものがございまして、それののっとして、施工体制等の提案を受けて、それで業者を選んで単年度の随意契約をする

というようなプロポーザルの形でやっておりますので、そういった名称がございますから、単に包括的を付けるんじゃなくて分かりやすいような要領の名前にはしたいと思っています。

○碓井会長

ですから「包括的」を使わないほうがいいんです。「包括的」を残して何かいろいろくっつけると誤解を招きやすいので。

○事務局

要領上では例えば「複数年～」とか、そういった分かりやすい名称は考えたいと思います。

○碓井会長

それから、今金額のお話も出ましたがそれでよろしいでしょうか。  
ほかに。柳澤委員。

○柳澤委員

既に出ていることの繰り返しになってしまうのですけれども、この制度というのは、要するに複数年にわたって一定の企業が工事、業務行うことによって、無駄を省き効率良く活動を続ける、もっと言えば利益追求も容易にするということがあるかもしれませんけれども、やはり単年度ごとにやってチェックしていくところが、複数年にわたって業務を委託するという内容のチェックするというのが、これを見る限りもっと業務ごとの成果目標の設定と評価をしっかりと行うことだと思いますので、まずその辺についてしっかり基準等付けて、あるいは審査がしっかりとできるようにするということが、この制度をより生かすことになって濫用を防ぐことになりますので、そこについてはしっかり制度設計をしていただきたいと思ひますし、またそこら辺のところ、今後このように運用していく、あるいは運用していると、試行の段階で。そこはぜひご説明いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○碓井会長

ほかにいかがでしょう。  
はい、湯本委員。

○湯本委員

湯本でございます。私も重ねてになって恐縮ですけれども、やはりこの道路維持と申しますか、県民にとってもライフラインはとても大事なことなので、ぜひこの複数年というのは私も賛成なんですけど、先ほど藏谷委員さんからも言われましたけれども、不測の事態がこの間多すぎるので、やはり契約先に過度な負担にならないようにしてもらいたいと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○碓井会長

ちょっと今までの議論からそれるのですが、今回複数年継続契約、皆さんもご存じのように地方自治法には長期継続契約という契約形態がわざわざ書いてありまして、その中で長期継続契約を締結できる契約というのが定められていて、しかも政令のほうに委ねられています。政令 167 条の 17 は、「翌年度以降にわたり物品の借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする」と定めています。今回の方法は、年度ごとの単年度の契約という形式は維持するということなのですが、ここに長期継続契約という制度も条例で定めることが可能にはなっております。ですから、その辺もきちんと説明できるようにしておいたほうがいいのかなという気が直感的にしますが。先ほどの議論に出ました、きちんと評価しているのか、そういうことはまさに単年度契約の形態を維持していくことの良さだと思いますし、何か事務局でありますか。

○事務局

おっしゃるとおりで長期継続契約は長野県でも条例を定めておりまして、それに基づいて適正に施行しているところでありますし、また長期のものについては、契約金額が確定するようなものについては複数年で債務負担行為を設定した上で実施しておるところでありますので、それと碓井会長がおっしゃるとおり明確な区別をしてそれ以外の部分でPDCAをして品質の向上を図ったり、複数年を網掛けすることによって雇用の確保や労働環境の整備、それから機械の投資等、経営状態についても改善するような形で、長期継続契約と明確に区別する中で、そういった利点を生かせる部分について限定してより良いものとするように進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○碓井会長

ほかの都道府県も、この手のやり方を採用しておられるのでしょうか。それとも長野県が先頭を切ろうとしているのでしょうか。

○事務局

特に明確には調べてございませんけれども、部分的に他県でもやっているところといたしましては、建設工事に限らず一般論と言うこととお話しさせていただきたいと思っておりますけれども、エスコ事業というような環境配慮の省エネ型設備の導入に当たっての契約については、包括的な複数の業務にわたるようなプロポーザルをやっているようですが、他の業務についてという部分では今のところ特に聞いていないので、そういう意味では長野県独自の部分もあるかと思っております。

○事務局

こういったプロポーザルで単年度ごとに契約というのはあまり聞いていないのですが、複数年契約という意味では、例えば秋田県では債務を組んで除雪を複数年契約しているとか、そういう事例は承知しております。

○碓井会長

それは最初から債務負担行為をして2年間の契約をして決算ですよ。単年度ではないですよ。

○事務局

債務負担行為をして、単年度ではなくて、まさしく複数年契約で。

○碓井会長

なかなか用語が難しくて。複数年と言いながら単年度契約という。よく分からないところがあるのですが。

はい、どうぞ。

○事務局

補足させていただきます。この道路維持補修工事のような契約につきましては、基本的に単価契約となっております。こういったものは地方自治法の中で定めてできる複数年契約というのは、今会長がおっしゃったように債務負担行為でやるのが1つの手法。もう1つは長期継続契約の複数年単位、この2つの手法があるんですが、そのどちらもこの契約の適応ができない状況になっております。1つは、まず単価契約であるので、来年度以降債務が確定できないということで、債務負担行為が適応できません。長期継続契約の複数年タイプも、支障がある場合についてのみ認められております。この道路維持補修工事が単年度ごとの契約で、本当に支障があるかというとなかなか難しいところがございます。全国的にも適用できていないというのが現状でございます。そこで、単年度契約の集合体なのですが、この包括的プロポーザル方式という考え方を持ち込むことで複数年契約を可能にさせるということです。

○碓井会長

そうすると、さっきの話に戻るんですが、実は複数年の契約についての「プロポーザル」は、一つにまとめてやるという理解にすればいいんですね。

○事務局

そのとおりです。

○碓井会長

そういう意味では「包括」かもしれない。何だか国語の勉強をしているような感じがしないでもないですが。

ほかに何かご質問ありますか。だいぶ勉強させていただきましたが、これは報告事項でありますので、お伺いしましたということにさせていただきますが、しかし出たご意見はそれなりにとどめていただきたいと思います。

どうぞ、大窪委員。

○大窪委員

委員の皆さんがご指摘されていることなのですが、やはり分かりやすい資料ということを求めたいと思うのですが、せっかく実施のフローイメージというのが示されているのですが、あまりにも単純なのでもう少し複雑に実際はなっているというところを分かるような形であてがえていただけると助かります。よろしくお願いします。

○事務局

了解いたしました。

○碓井会長

どうもありがとうございます。

それではこのアの「道路維持補修工事における複数年継続委託の試行」につきましては、これまでとさせていただきます。

ここで10分程度休憩とします。よろしくお願いします。

(休憩)

### 3 (2) イ 週休2日工事における労務費等の補正

○碓井会長

それでは、おそろいのようなので再開させていただきます。

報告事項のイ「週休2日工事における労務費等の補正」を扱いたいと思います。事務局からのご報告をお願いします。

○事務局

それでは資料5「週休2日工事における労務費等の補正」についてご説明させていただきます。まず1番、現状と課題ということで、長野県では本年度から「施工者希望型週休2日工事」に取り組んでおりまして、週休2日を実施したと認められた場合には、間接工事費を補正しております。この件につきましては、前回・前々回の契約審議会の中でもご報告させていただいている内容になります。一方、国土交通省では、週休2日工事に要する経費の実態を踏まえまして、平成30年4月1日から間接工事費の補正に加え、労務費と機械経費（賃料）についても補正を行っております。

そこで、2番の実施内容です。長野県におきましても、週休2日の実施が認められた場合には、間接工事費の補正に加え、労務費、機械経費（賃料）について以下の補正を行うものと思います。労務費の補正は労務費に1.05を掛けます。機械経費（賃料）の補正につきましては、機械経費（賃料）に1.04を掛けるという補正を行いたいと思っております。こちらにつきましては、国土交通省に準じた補正係数となっております。

3番、実施時期です。平成30年10月1日以降に入札公告を行う工事から実施を考えております。

次のページは、これまでの週休2日に関する取り組みをまとめたものでございます。今回ご説明させていただいた内容につきましては、平成30年度の大きな四角の中の黒く囲ってある部分であります。

今後もこれらの実施状況を踏まえまして、必要に応じて制度の改善を行っていきたいと考えております。説明は以上です。

○碓井会長

どうもありがとうございました。ただ今のご報告についてご質問やご意見ございますか。はい、湯本委員。

○湯本委員

私から1点お願いしたいと思います。先月、福島へ用件で行ってきたのですが、非常に人材不足ということを知っておりまして、今後も日本中いろいろな災害がある中で、相当人材不足になるかと思うのですが、そんな中、今回補正ということなんですけれども、これは長野県独自で、例えば単独でこの補正について、この国の係数ではなくて、独自の補正みたいなものは今度検討されることはあるのかという点についてお伺いしたいと思います。

○碓井会長

事務局。

○事務局

この補正係数というのは国土交通省のほうで全国から集計した公共工事労務費調査の結果に基づいて、この補正係数を算出しておりますので、現時点ではこちらが実態に一番則した補正係数だと長野県でも考えております。こちらにつきましては、今後働き方改革をさらに進めていく中で、実施状況を見ながら制度改革は必要になると思うのですが、現時点では国土交通省に準じていきたいと思っております。

○碓井会長

ほかにいかがでしょうか。

藏谷委員。

○藏谷委員

働き方改革で、レベルの低い話で恥ずかしいのですが、7分の2休めということですよ。1週間、週休2日。ということは、祭日があったら土曜日は出てもいいと。そういう感覚でいいですよ。少しずつやっていかなければいけないので。

○事務局

おっしゃるとおりで、なかなかすべて完全というわけにもいかないと思います。長野県でも完全週休2日という制度と、おっしゃられた7分の2の週休2日相当という2通りを



考えておりました、まずは週休2日相当に取り組んでいただくというのが重要かと考えております。その後、完全週休2日みたいな形で、土日も祝日も休んでいただけるということになっていけば本当に望ましいと思っております。

○碓井会長

ほかに。ではこれはご報告を承ったということにさせていただきます。

### 3 (2) ウ 建設工事における適正な労働賃金の支払いを評価する総合評価落札方式の実施状況

○碓井会長

次に、ウ「建設工事における適正な労働賃金の支払いを評価する総合評価落札方式の実施状況」について、事務局からお願いします。

○事務局

それでは、13 ページ資料6をご覧ください。「建設工事における適正な労働賃金の支払いを評価する総合評価落札方式の実施状況」についてでございます。この方式は労務費等を明記した見積書を活用した下請契約、それに基づく請負代金の支払いを行うことによりまして、良好な労働環境の整備を図る企業を評価するという方式で、平成27年度の第4回の契約審議会に諮ったのち、要項等の作成を行い、翌平成28年度から試行を開始しております。試行の内容についてですが、資料上の部分の囲んだところに記載しているとおり、下請次数の制限、それから見積書に基づく下請契約の締結、発注者が指定した工種の労務費、これは指定工種と呼びますが、この労務費の見積総額が設計で計上されている労務費の87.5%にするなどの項目を誓約していただいた応札者については総合評価落札方式において価格以外の評価点を加点するというものでございます。

実施状況について報告いたします。まず、1番の試行案件の入札状況の表です。本方式は平成28年度の9月より試行を開始しておりまして、平成28年度は17件、平成29年度からはおおむね各年度40件ずつ実施しております。平成28年度29年度の全案件、それから平成30年度の案件の8月31日現在の入札状況を取りまとめたものですが、1番下の合計の欄に記載のとおり88件が公告され、うち70件が落札決定までいっております。落札案件の応札者のうち、試行内容の誓約者の割合は表の一番下の右側で92%となっておりまして、表の一番下の真ん中ほどになりますけれども、落札者になりますと95.7%の方が試行内容の誓約者ということで落札しております。

続いて2番の下請契約・支払いの状況です。平成28年度29年度に発注した試行案件で工事竣工ののち下請者への支払いが完了し、関係書類の提出までいっている工事でありまして、平成28年度の17工事すべてと、平成29年度工事のうちの9工事、計26の工事の実施結果になります。

まず、(1)の下請契約の次数ですけれども、1件を除いた25件については制限回数内の契約ということでありました。下請次数が制限を超えた1件については、契約をした後工事実施箇所の管内で比較的大きな災害が発生しまして、その対応のために人員をそちら

のほうに割かざるを得なくて施工体制を変更せざるを得なかったという事情がございました。

次に（２）下請契約・支払いの状況という表ですれども、表の左側から順次ご覧ください。まず、26件の工事の下請者の総数は212者、うち指定工事に係る下請者は53者です。見積書に基づく契約については212者すべてが行っておりますが、一方その隣、法定福利費を内訳明示した標準見積書を活用して契約していただいた率は指定工種で86.8%、すべての工種を対象としますと、59.4%にとどまっている状況です。

次に指定工種に係る労務費の設計に対する見積額の割合については26件すべての工種で設計の87.5%以上という条件は満たしておりました。また、見積下請契約と同額の支払いを受けたことを下請者が証明する請負代金受取報告書については全体で99.5%、指定工種で100%の提出がありました。

以上の結果で、現在の試行の途中経過と今後の取り組みについて下の囲みの中でまとめております。まず、指定工種に係る労務費の見積額についてはおおむね設計と同額となっております。また、見積額に基づいた契約支払いも行われておりましたが、その一方で、標準見積書の活用については、まだ十分に浸透していないことが確認されました。この試行については、今後も継続して実施し、今後は標準見積書を活用した下請契約がより浸透するように取り組んでいくとともに、引き続き適正な労働賃金の支払いの定着というものを推進していきたいと考えております。説明は以上になります。

○碓井会長

どうもありがとうございました。ただ今のご報告につきましてご質問ご意見はありますか。

はい、吉野委員。

○吉野委員

ちょっと確認させていただきたいのですが、この資料を見ておきますと、下請業者は労賃関係については受け取っているということが証明されているというのは分かるのですが、労働者へ下請業者から労賃が支払われたかということについては証明されていないのではないですか。それをお聞きしておきたい。

○碓井会長

事務局お願いします。

○事務局

この試行については元請者、あるいは下請者の中でも上位契約者とその契約相手側の下請者との下請契約に当たって、労務費と法定福利費が適正な価格で計上された見積書を根拠として契約を行っていただくということが一番の目的でありまして、これによって下請契約者の事業主にとっては労務費、法定福利費がどのくらい計上しているのかという意識付けを行うことまではできているんですけども、一方でその支払金額まで強制したり調査したりということまでは、この試行の中ではできないということになります。

○碓井会長

はい。吉野委員、質問のとおりだということですね。

ほかにどうでしょうか。湯本委員。

○湯本委員

3点ありまして、まず1点目が今後も試行を継続するという話があったわけですが、いずれにしても適正な賃金の評価というところまで、どの程度まで捕捉をされているのかという点になります。

2つ目ですけれども、今後の取り組みの中の2つ目の「・」のところ、企業に十分浸透していないことが確認されたということでありまして、実態的なのは平成27年の第4回の議論の中の議事録でも、藏谷委員さんからも実態という話がありましたが、それ以外のことで何か考えられるのかというのが2点目であります。

3点目としましては、特に建設の関係についての指定工種、非常に限定ということでありまして、今後指定工種についてどのように考えているのかという点、以上3点についてお願いしたいと思います。

○事務局

ありがとうございます。まずこの試行を今後どうしていくかということによろしいですか。申し上げましたとおり、標準見積書の活用について十分な浸透が図られていないということがございまして、それから今回報告しました2番の下請契約・支払いの状況というものは、現時点で26件ということで、試行案件の3分の1に満たない工事の結果しかまだ得られていないという状況です。引き続き今取り組んでいただいている工事の結果について検証を進めていきたいですし、当面はこの試行を継続しつつ、標準見積書の活用による法定福利費や適正額での労務費の計上というものを促すようにこの取り組みは引き続き続けていきたいと思っております。

次の標準見積書の活用が十分に浸透していないという点ですけれども、我々のほうで原因として考えておりますのは、この標準見積書の活用というのは平成25年度の9月から、国からの通知を受けて正式に活用がスタートしたところなんですけれども、この試行が平成28年9月スタートということで、この制度開始から日が浅いという、まだまだ浸透が十分でないということで、まだまだ内訳について総額見積もりにより契約を行っている専門業者が多いという現状だと思います。またもう1つは、建築工事がこの26件の中に2件あるのですが、そちらの工事が1件あたり47者前後の下請者がいらっしやいまして、指定工種に関してはすべて標準見積書を使っていたんですけども、まだすべての会社に標準見積書の活用ということで元請者にも努力していただいたとは思いますが、まだまだそちらの方に取り組んでいただくのは大変だったのではないかとこのように考えています。

それから、指定工種の拡大というか今後についてなんですけれども、建築工事、土木工事共に現在の工事費の積算価格というものは、設計書の造りの中で労務費と資材費、機械経費等が一体となった一括した市場単価、あるいは施工パッケージと呼ばれるもので計上

されている工種が大部分を占めているのが現状でして、今後試行の中でお願いしている設計労務費に関して、設計側も施工側も設計労務費というものを正確に抽出できる工種が非常に限られているというのが現状です。このため、指定工種の対象の拡大というのは現時点では難しいと考えておりますが、今後も労務費の検出・抽出・検証が可能な工種ですとか、工事を対象に試行を継続していきたいと考えております。

○碓井会長

ほかに。堀越委員。

○堀越委員

確認させていただきたいのですが、この標準見積書の活用が低いというのと、社会保険の加入率が低いというのは別問題ということではよろしいですか。結局社会保険の加入が低いから、標準見積書が出てこないという意味とは違うんですね。

○事務局

社会保険加入率というのは、長野県の建設業許可を受けている建設業者ですと100パーセント加入されているということで、標準見積書の活用率が低いから社会保険の加入が低いということには直接リンクしてこないです。

○堀越委員

ということは、県の啓蒙活動が足りないということですかね。

○事務局

県としましても、毎年国や関係団体と一緒にやる法令順守等に関する講習会というのを毎年開催しております。昨年度の社会保険未加入対策ですとか、法定福利費等について説明したり、あるいは建設業者さん向けのメールマガジンの配信等も行っているところなんですけれども、まだまだ専門業者さんのほうには総額による見積もりという意識が強く、普及・浸透には至っていないということが実情としてございます。

○碓井会長

はい、ほかに。

では私から質問なのですが、直接これに関わることではないのですが、この施策というのは広い意味の労働行政を県の入札契約の適正化を通じてバックアップするというふう理解してよろしいですか。一方、長野県は建設部があって、その中には建設政策課という、建設業を管轄する課もありますよね。そこのリンクは当然出てくるんでしょうけれども、例えば労働行政というのはまた別のどこかがあるのですか。商工……、何か名称は。

○事務局

労働関係については産業労働部で所轄しております。

○碓井会長

県の中だけでもそういう。もっと厳しいことをやるのは労働基準監督署とか、それはまた別問題ですが。そういう県の行政部門間での協力というのは、こういう施策をやるときは既に利用しているのですか。それとも寂しい思いをされているのでしょうか。

○事務局

社会保険未加入対策の推進につきましては、私どもでは、建設業団体でもそうですし、いろいろな関係団体として、例えば県の行政書士会の研修会ということで、そちらともリンクしますし、いずれにしても社会保険ということに関しては労働局を含めて連絡してやっております。産業労働部との連携につきましても、社会保険の未加入に限った話ではないのですが、前も報告させていただきましたけれども、建設職人法の関係で、社会保険の加入も含めたさまざまな労働環境の改善をするような施策を検討する会議を昨年からは始めて、今年度2回目を開催して、施策の取りまとめを行っております。そういった団体で連携して、施策の連携を図っているところです。

○碓井会長

あまり、入札契約の面から頭を抱えて職員の方も苦しまないように、全体の連携をうまくやって進めていただきたいと思います。

ほかに何かございますか。では、この件はご報告を承ったということにさせていただきます。

### 3 (2) エ 建設工事等の総合評価落札方式における価格以外の評価点の公表時期の見直し

○碓井会長

それでは、その次は、エということになります。「建設工事等の総合評価落札方式における価格以外の評価点の公表時期の見直し」についての報告を事務局からお願いいたします。

○事務局

それでは資料7、14ページをご覧ください。「建設工事等の総合評価落札方式における価格以外の評価点の公表時期の見直し」でございます。これにつきましては、総合評価落札方式の入札手続きにおいて、価格以外の評価点の公表時期を見直すことにより、入札手続き期間の短縮と事務手続きの円滑化を図るものでございます。

まず、次ページをご覧くださいいただければと思います。これは入札手続きのフローをお示したものでございます。左側が現行で、右側が変更後になります。まず現行をご覧くださいいただければと思いますけれども、現行の手続きは、入札方法としまして、質問を受け付けて回答を行い、入札書提出ということで、入札書と併せて総合評価の場合は、価格以外の評価点の申請書というのを併せて出してもらいます。それで、その申請書を受けて価格以外の評価点という審査をしまして、この点線の四角の中にありますけれども、価格以外の評価点

の公表、それに対する疑義照会・回答というのを開札前に行うこととしております。その後の流れについては記載のとおりでございますが、開札後に、昨年の4月から予定価格に対する疑義照会・疑義申立制度というものを昨年度から導入しておりますので、実質的に疑義照会、疑義申し立てという制度を2回受ける形になっております。ということで、現行の総合評価の入札手続きのフローでいきますと、記載のとおり37日。通常の受注希望型よりも多く日数がかかっているという状況でございます。

ページを戻っていただいて、現状と課題でございます。入札手続きには、受注希望型競争入札と比べますと、かなりの時間と手続きを要しているという課題がございます。2番目の課題としまして、総合評価落札方式の場合は、開札前に価格以外の評価点と共に入札者名を公表することとしております。ですので、あらかじめ札を入れた人というのが開札前に分かってしまうということから、不調、予定価格に達しない場合、通常の場合ですと再入札という、同様の内容で2回目の入札手続きには入れるんですけども、総合評価の場合はそれを行うことができないということで、改めて1から一つの入札手続きをやる必要がある。ということによって、もし再入札を行うということで不調になった場合には、さらに約40日かかるということが課題となっております。それに伴いまして、応札者側の配置予定技術者を長期間拘束するということが、応札者の過度の負担となっているのが課題でございます。

2番目の見直し内容についてですけれども、価格以外の評価点の公表・疑義照会を、予定価格の公表・疑義申立てと併せて、開札後の1回に統一したいというものでございます。効果としましては、入札手続き期間の短縮と円滑な事業執行、さらには配置技術者の拘束期間長期化の軽減という効果がございます。

実施時期としましては、平成31年4月の公告案件から適用ということで予定しております。

ただ今回説明する総合評価につきましては簡易型の総合評価でございまして、通常の技術提案、提案を受けて評価点を出すものについては従来通りということで、それ以外の簡易型の総合評価で適用したいと考えております。

また次ページをお願いします。右側の変更後でございますが、今まで開札前に行っていた「価格以外の評価点の公表・疑義照会」を予定価格の公表・疑義申し立てと併せてということで、真ん中の点線の四角になりますが、それと同時に行うということでございます。さらにこれによりまして、入札手続き期間が、これは金額にもよりまして、5日ほど短縮できるということでございます。さらに下の四角にありますように、今まで再入札が不可能だったものが、開札後の公表になりますので再入札が可能という手続きの変更でございます。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○碓井会長

ただ今のご報告についてご質問ご意見等ありますか。

吉野委員。

○吉野委員

端的に伺いますけれども、変更されたことによるメリットは分かるのですが、変更前の

現行のメリットは何だったんですか。そこが分からないと、どうしてとなってしまう。

○事務局

総合評価落札方式というのは平成16年から導入しております。この手続きの流れというのはその当時から開札前に行くこととしております。その1つの理由としては、まず施行を開始したばかりということもございますけれども、まず価格点と価格以外点の価格以外点については、例えば受注者と発注者、審査する側と入札者側の見解の相違があった場合は、まずその点を開札前に確定させておきたいというのが1つです。

もう1つは、総合評価を導入したときというのは、ほとんど今の簡易型ではなくて技術提案型という形で、実際にヒアリングを受けて価格以外の評価を決めるという制度でしたので、そこは開札前にしっかり確定させた上で、あとは受注希望型と同様の価格だけの競争にするという流れで今までは価格以外点の公表については開札前に行ってきたというのが1つあります。

○碓井会長

よろしいですか。

○吉野委員

効率化は分かるのですが、そうすると今までのメリットがなくなってしまうのはいかがなんでしょうか。

○事務局

ですので、技術提案型については従来通りとします。現状を申し上げますと、今価格以外点の公表についてどの程度疑義照会があるかという話なんですけれども、ほとんどないのが現状です。逆に言うと、開札前にやる審査というのは、営業所の所在地ですとか、工事成績点、それが主になります。それについて県が持っているデータと、あくまで申請主義ですので申請されたものに対して、もし申請したものと県が把握しているデータが違っているようであれば、修正したものを公表しますけれども、基本的にだいたい応札者の皆さんも自分の手持ちの業務量ですとか成績点というのは我々が持っているデータと一致していますので、そんなに大きな疑義照会というのはないというのもありますので、それは事前にやる必要もなくなってきたかなと思っています。

○碓井会長

ほかには。

私から単純な質問なのですが、この現行の方式だと応札者が開札前に公表されるために再入札が不可能であると。なぜ不可能なのかということをお教えください。ごく初歩的なことですが。

○事務局

通常ですと、開札するまでは誰が入札の札を入れたのかということは分からないわけで

すけれども、この総合評価については価格以外の評価点と併せて誰が何点というのを事前公表してしまいますので、仮に再入札になった場合、2回目の札を入れるときに、競争相手と、相手の持っている点数というのが事前に分かっってしまうので、その時点で価格の操作が可能になってしまうので、透明性・公平性の観点から総合評価の場合は、今までは再入札ができないというのはそういう意味です。

○碓井会長

この点は、委員の皆様理解できましたか、大丈夫ですか。出発点ですが。例えば、談合がしやすいということが起こるかもわからないですね。ひょっとすると。はい、ほかに何か。ではこれも承ったということにさせていただきます。

### 3 (2) オ 信州リサイクル製品の利用状況

○碓井会長

次は、オ「信州リサイクル製品の利用状況」につきましてご報告を事務局からお願いします。

○事務局

私のほうから「信州リサイクル製品の利用状況」についてご説明申し上げます。

それでは16ページ、資料8をお願いいたします。信州リサイクル製品の利用促進でございますが、限りある資源の循環的な利用を促進し、環境負荷の少ない持続可能な社会の実現を目指すことを目的に、平成16年度に信州リサイクル製品認定制度を創設いたしました。この制度において、主に県内で排出された循環資源を使用するなど一定の条件を満たした製品を、信州リサイクル製品として認定し、公共事業などで積極的に利用するなどして、リサイクル製品の普及拡大を目指しているものでございます。制度創設当初は、県において認定事務を行っておりましたが、関係団体と県がお互いの強みやノウハウを生かしての認定基準の策定ですとか、さらなる利用促進等に取り組むため、平成28年度からは、「信州リサイクル製品普及拡大協議会」を設立し制度の運営を行っております。

平成30年4月1日現在の認定製品数でございますが、間伐材を使用した木製バリケードなどのリサイクル製品が14製品、再生路盤材やコンクリート二次製品などのリサイクル資材が44製品で、合わせて58製品となっております。

認定製品数の推移と、公共工事での使用実績の推移でございますが、3の表にございますとおり、いずれも減少傾向にございます。認定製品数の減少につきましては、平成27年度に多くの認定製品についての認定の更新時期というものがまいったわけでございますが、認定製品の募集時期が限定されていたことから、一部更新の手続きを行わなかった製品がございまして、大きく減少いたしました。公共事業での使用実績の減少につきましては、いくつかの要因がございまして、認定事業者の所在地と工事現場との位置関係から輸送コストの問題があり、認定製品の調達がかなわなかったケースがあるとか、近年の公共工事において景観による配慮からコンクリート製品の使用を控え、自然石などを使用す



る工事が増加しております、その影響でコンクリート二次製品の使用が手控えられてきているということが考えられております。こうした状況を踏まえ、認定製品の増加と利用拡大のための取り組みを進めております。

4に記載しておりますけれども、まず認定製品の増加についてでございますが、応募事業者の利便性を図るため、これまで認定の直前に一定期間しか募集を行っておりませんでした。平成28年12月以降、募集期間を設けず随時応募できるような形を取りました。これによりまして、平成28年度には認定製品数が若干でございますが増加したところでございます。

また利用拡大につきましては、公共工事の利用拡大を図るため本年3月に環境部長名で建設部、農政部、林務部の部長宛に、利用促進と認定されていないリサイクル製品を使用している場合には事業者に対し認定申請を促すよう依頼をしたほか、環境フェアや建設事業者向けの説明会などで、信州リサイクル製品のPRと利用促進を依頼するなど、さまざまな啓発活動を行っております。今後も引き続きさまざまな機会を捉えて信州リサイクル製品の認定の増加や利用促進に取り組み、循環型社会の形成に努めてまいります。説明は以上です。

○碓井会長

どうもありがとうございました。ただ今のご報告につきまして、ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

では私から質問ですが、この協議会というのは県と協力しているのでしょうか、どういう協力関係にあるのですか。

○事務局

先ほど申し上げましたように、この制度創設当初は、行政だけで認定事務を行っていたのですが、やはりそれぞれの、具体的に申しますと、例えば協議会の中には県の建設業協会や建築士会、それから資源循環保全協会という産業廃棄物を扱っております団体がありますが、そういった方々にも参画していただきまして、専門家の目から、例えば認定基準の策定ですとか、利用するシーン、そういったところをいろいろと情報提供していただくということで協力が得られるだろうということからこういった協議会を設けています。

○碓井会長

認定自体は、あくまで知事がやるという理解でいいですか。

○事務局

認定自体も協議会でやっておりますが、あくまでも県もメンバーに入っておりますので、県のホームページ等でしっかりとPRさせていただきます。

○碓井会長

一種の協働、よく言われる協働の一環ということでしょうか。  
ほかに何か。大窪委員。

○大窪委員

使用実績の評価の仕方なんですけれども、今回は実数で示していただいているんですけども、毎年公共事業の枠の額というのは変わっているんで、割合で見るとどうなのかというのが知りたいのですけれども。

○事務局

はい、今大窪委員さんがおっしゃられたことはあろうかと思えます。私ども、実は部局別の公共工事に係る予算の推移を確認してみたのですが、それぞれの年度で若干のこぼれはありますが、ほとんど額としては1200億前後で推移しておりますので、発注の額によって実績が増減しているということよりも、むしろ先ほど私が申し上げたような幾つかの要因で減ったりしているのかなと推察しております。

○大窪委員

分かりやすいように割合で示して、両方で示していただければ、結論は同じでもより理解が進むと思えます。

○事務局

分かりました。

○碓井会長

ほかに何か。  
渡辺委員。

○渡辺委員

このグラフの公共工事实績というのは、このリサイクル品が使われた金額という数字なのでしょうか。

○事務局

公共事業で使われた信州リサイクル認定製品の使用額となります。

○渡辺委員

これは利用拡大の施策の中で、PRの実施とありますけれども、現段階で使われるのが少なくなってきたという理由がPR不足ということを感じていらっしゃるのですか。

○事務局

はい。私どもさまざまな機会を捉えてPRをさせていただいておりますが、先ほど申し上げましたように、例えば再生路盤材ですと、先ほど言いましたように信州リサイクル製品認定している製造現場から工事現場までの輸送コスト等の問題で、本当はそのリサイクル製品を使えばいいんでしょうけれど、もっと近くにある認定はされていないけれども再

生路盤材を使ってしまう、こんなようなことでマッチングが思うようにいっていないなという点が1つございます。コンクリート二次製品につきましては先ほど申し上げましたように最近景観に配慮した工事が増えているようでして、自然石等を使うことからコンクリート二次製品が手控えられているというような点があるかと思えます。ただ目に見えない部分にはそういったものを使っていたかということは十分かと思えますので、そういったことで私ども環境フェアといったところ1つのブースを設けて信州リサイクル認定製品のPRをしたり、建設業者等の説明会などに私どものほうから出向いていたり、建設部の職員のほうからリサイクル製品のPR等を行っておりますが、それでもなかなかという部分もございますので、もっとより効果的な広報・啓発についてまた研究をして取り組んでいければと思っております。

○渡辺委員

単にPRだけではない問題もあると思うので、コストの問題ですとかニーズ、使いやすさ、その辺のところも施策に盛り込む必要があると思えます。

○碓井会長

ほかにいかがでしょうか。それではこれも伺ったということにさせていただきます。

### 3 (2) カ 契約に関する取組方針に基づく実施状況

- ・ 建設工事等における受注希望型競争入札の実施状況
- ・ 製造の請負等3契約の契約状況
- ・ 清掃業務・警備業務における最低制限制度、複数年契約の実施状況

○碓井会長

次に、カ「契約に関する取組方針に基づく実施状況」について幾つかの資料がございますが、事務局からまとめてご報告をお願いします。

○事務局

それでは受注希望型競争入札の実施状況を説明させていただきます。資料9、17ページをご覧ください。まず建設工事でございます。(1)平成29年30年度の入札状況になります。表の右下太枠の部分、29年度につきましては1512件の契約件数、応札に参加した平均参加者数は8.6者、平均落札率は92.7%となっております。30年度につきましては6月までの件数でございますけれども、契約件数が238件、平均参加者数11者、平均落札率は92.9%という状況でございます。

(2)でございます。近年の入札状況でございますが、落札額総額と入札参加者数、落札率の推移につきまして、平成20年度以降の推移を表したものでございます。棒グラフが落札の総額、これは100万円単位になっております。実線の折れ線が平均の落札率、破線の折れ線が平均の参加者数の推移を表したものでございます。

(3) 地域別(10ブロック)の動向を示した表になります。この10ブロックでございますが、県の10の地域振興局をブロックの単位として表示してございます。29年度と30年度の6月までの状況となっております。表の下段に地元受注率がございます。表の一番右に全県の値を示しております。今年度の受注率の動向でございますが、3段目の件数で94.1%、4段目の金額につきましては、66.2%が地元受注となっております。昨年度と比較しますと、金額では10ポイントあまり低い値となっておりますけれども、こちらにつきましては表の一番左の佐久管内の数字でございますが8.0%と極端に小さな値を示しております。こちらにつきましては、県立武道館の大型建築工事の案件による影響が大きく出ているものでございます。

18ページをお願いします。委託業務に係る平成29年30年度の入札の状況でございます。表の右下でございますが、29年度につきましては1328件の契約、平均参加者数は17.5者、平均落札率は89.8%でございます。30年度につきましては、6月までの数字になります。287件の契約、18.4者の平均参加者数、平均落札率は89.7%となっております。

(2)につきましては、委託の落札総額と入札参加者数、落札率の推移となっております。こちらにも建設工事と同様でございますが、実線の折れ線が示す落札率の推移でございます。こちらにつきましては、平成27年度から28年度にかけて約5%上昇しております。こちらにつきましては、28年4月に失格基準価格を5%引き上げたことによるものでございます。

下の表でございますが、本年度6月までの総合評価落札方式の状況でございます。総合評価落札方式は入札価格と価格以外の評価により、総合的に優れた者を落札者とする落札方式でございます。工事につきましては一番右側、30年度6月までに100件。委託業務につきましては、126件。合わせると226件が契約となっております。表の左側の区分に技術提案型、簡易型、簡易Ⅱ型とございますが、簡易型は工事成績実績、技術者資格等の評価を価格以外の点数として設定するものになります。さらに企業から技術提案、例えばコスト縮減ですとか、施工方法といったものですが、技術提案を技術提案点として上乗せしたものが技術等提案型というものになります。簡易Ⅱ型につきましては、簡易型よりも評価項目を減らしたものでございまして、受注希望型競争入札の委託業務、舗装工事におけるくじ引き対策として試行しているものでございます。説明につきましては以上でございます。

#### ○事務局

続きまして19ページの資料10をご覧ください。平成29年度製造の請負等3契約の契約状況についてご説明いたします。この資料は、長野県の契約に関する条例の取組方針に基づき、長野県の建設工事に係る契約以外の契約状況の概要について取りまとめたものでございます。このデータは契約管理システムを用いまして、一般競争入札、公募型見積合わせ、及び今年度から公募型プロポーザル方式の平成29年度予算に係る契約実績を集計し前年度と比較したものでございます。

まず、表の上段の「製造の請負」契約についてご説明いたします。これは、印刷業務や制服、横断幕などの製造を行うもので、平成29年度は契約件数が合計で524件、契約金

額が1億8300万円余り、平均落札率は76.7%で、前年度に比べ3.0ポイント上昇しております。平均応札者数は記載のとおりです。なお、「製造の請負」の下に記載しておりますように、各区分の内訳は契約方法別と、受注者の所在地別の2本立てで、それぞれまとめております。「製造の請負」について、契約の件数、金額が減りましたが、これは平成29年度に県が組織改正に伴う印刷が一時的に多かったためでございます。

次に、表の中段の「物件の買入れ」の契約についてです。これは自動車や事務用品、燃料などの物品の購入を行うもので、契約件数が合計で2330件。契約金額が、37億8100万円余り、平均落札率83.0%で、前年に比べ0.9ポイント増加しております。金額が増えたのは県立大学の開学に伴う集中的な調達があったためでございます。

次に下段の「その他の契約」についてです。これは清掃、警備などの業務委託等を行うもので、契約件数が合計で736件、契約金額が57億400万円余り、平均落札率が90.0%で、前年度に比べ3.7ポイント増加しております。契約の件数、金額、平均落札率がそれぞれ増加しておりますが、これは公募型見積合わせの試行の開始と、公募型プロポーザル方式を集計に加えたことが主な要因でございます。

最下段は3契約の合計で、全体の平均落札率も83.5%と、前年度に比べて2.2ポイント上昇しております。契約・検査課では条例の基本理念に基づきまして、契約の適正化や、総合的に優れた契約の締結に取り組むことで、これらのデータの推移に注視してまいります。説明は以上でございます。

#### ○事務局

続きまして、資料11をご覧ください。20ページになります。清掃・警備業務における最低制限価格制度、複数年契約の実施状況についてでございます。平成28年度にご審議いただきました庁舎の清掃業務、警備業務における最低制限価格制度の導入拡大の取り組みについて本年度の状況をご報告させていただきます。

清掃・警備業務につきましては、業務委託の中でも人件費が占める割合が高く、労働環境に与える影響が大きいと考えられるため、入札に当たりダンピング受注を防止し、適正な利潤を確保して中長期的な担い手の育成を実現するため、予定価格の算定に当たっては、従前の見積に基づくものではなく、国土交通省の積算基準ですとか、国土交通省の労務単価を適用するなど、統一した方法により予定価格を算出することとしているところであります。清掃、警備業務に分けて入札の状況をご説明させていただきます。

まず清掃業務の実施件数については、資料の3(1)①をご覧くださいと思います。統一した積算基準や、最低制限価格制度などのダンピング対策を実施した件数と、複数年契約を実施した件数を表にしているものでございます。一番右の列が30年度のもので、この中で一般競争入札の対象件数は、30年度の列の一番左の45件が対象でございます。そのうち統一した積算基準を導入したものが43件、最低制限価格制度などダンピング対策を実施したものが43件でございます。平成28年度は11件、29年度は42件でございますので、今年は1件増えたような形でございますけれども、昨年度複数年契約で11件既に契約しているため、本年度はダンピング対策、統一した積算基準を導入して入札したものが累計で12件増加した形となっております。また複数年契約につきましては、サービスの質の向上、雇用の安定を図るために、取り組み方針でも取り組むこととさ

れているため、状況を報告させていただきます。本年度、長野保健福祉事務所や長野中央警察署などの新たに9件で複数年契約をさらに実施しておりまして、昨年度と合わせまして、20件で複数年契約を実施している状況でございます。

②の入札結果につきましては、平成29年度に比べまして、平成30年度は応札者数が減少し、落札率の上昇が見られている状況です。

警備業務につきましては、(2)の①をご覧いただきたいと思っております。一般競争入札の対象件数については、本年度は千曲川流域下水道事務所の上流処理区、終末処理場などの下水道の終末処理施設4件が対象でございました。これらにつきましては、統一した積算基準に基づく予定価格の算出ですとかダンピング対策を実施しまして、複数年契約も実施している状況でございます。

②の入札結果につきましては、下水道処理の終末処理場ということもございまして、落札率は昨年度と比較しますと下がっている状況でございますが、その特殊性から生じてきているものと推察しております。

複数年契約につきましては、取り組み方針にありますとおり、サービスの質の向上、雇用の安定に資する取り組みであることから、次年度以降も発注機関への周知と理解をさらに進め、拡大していけるよう検討してまいります。以上でございます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。たくさんご報告がありましたけれども、ご質問ご意見等ありましたらお願いいたします。

藏谷委員。

○藏谷委員

17ページの建設工事における受注希望型、少しずつ落札率が上がっているのかなと思っておりますけれども、舗装工事の同額の入札の率が、簡易Ⅱ型という方式で今年の1月から始めていますけれども、当初のもくろみでしたら半分ぐらいに減るのではないかというお話でした。当時60数%あったのかなと記憶しておりますが、現状でどのくらいまでクリアされたのでしょうか。データはありますか。

○碓井会長

事務局お願いします。

○事務局

委託業務に関しましては、先ほどおっしゃっていただいたとおり、くじ引きの発生が抑えられているという状況にありますけれども、舗装工事に関しましては、6月の同委員会でご報告させていただいた数字になりますけれども、28年度が全体で237件舗装工事で発注したものが、全体でくじ引きは118件で発生し、全体で49.8%となっております。それを受注希望型と総合評価で分けてみますと、受注希望型が全体180件の発注であったものが、くじ引きの発生が115件で、発生率が63.9%。6割を超えています。

次に平成29年度ですが、全体の舗装工事の発注が188件に対して、くじ引きの発生件

数が95件で、発生率が50.5%ということで、数字としてはいささか落ちていないというのが現状で、それを受注希望型と総合評価で分けますと、受注希望型が125件に対して74件発生し、59.2%でむしろ若干下がっているということですが、総合評価では63件の全体の発注に対して、21件のくじ引きが発生して発生率は33.3%、これは従来型と簡易Ⅱ型があるということで、簡易Ⅱ型だけ取り上げると26件の発注に対して15件発生して57.7%のくじ引きという状況です。

ただ、実際にくじ引きの対象になる方が、受注希望型競争入札で9者を超える、正確には9.6者がくじ引きの対象になるのに対して、簡易Ⅱ型では6.3者が対象ということで、対象者数は減っています。それと若干地域的なばらつきもございまして、そういった点も含めて、今申し上げたのは、まだ6月議会時点の数字ですので、今後も実施状況を分析しながら、今後どういった改善が図れるかということについては検討してまいりたいという状況であります。

○碓井会長  
よろしいですか。

○藏谷委員  
57.7というのが、3月末ですか。3か月の率だそうで、それほど簡易Ⅱ型の効果が、これだけ見ると出ていないのかなと。いろいろな選択肢を、出先の長が選択するという方向で、内容に関しても非常に画期的なものがあり期待していたのですが、例えば自社施工とか、レーキ板等自分のところで重機を持っている企業だというような選択技が、全くされていないというお話もお聞きしましたので、ぜひ思い切った、勇気を持った選択を試行していただくとかなり先が見えるのかなと思いますので、あまり安定ばかりやらないで、そういった試行もチャレンジしていただくのも必要かなと思います。10個のうち1つくらいいいのではないですか。思い切ったことをしてもらいたい。じゃないと進まないと思います。お願いでございます。

○碓井会長  
室長、何かご発言ありますか。

○事務局  
お願いに対するお答えと申しますか、私どもも今ご指摘があったとおり、地域ごとで簡易Ⅱ型の場合は加点の項目を選べるようになっておりますので、その点をもう一度再確認させていただく機会を今後の会議等で設けていきたいと考えております。

○碓井会長  
ほかにご質問ご意見ありますか。  
私から2点あるのですが、まず1点は資料10で、昨年度は県立大学の関係で契約案件が増えたということなのですが、平成30年度に発足して以降、地方独立行政法人になってしまったのでしょうか。それとも県立大学として発足したんですか。どちらですか。

○事務局

お答えします。4月以降は法人化して県とは独立しております。

○碓井会長

そうすると皆さんのお仕事から除かれている。

○事務局

派遣で行っている職員もおりますので。

○碓井会長

もう1点は、資料11に複数年契約ということが出てきましたが、先ほど出た複数年契約と意味が違うのではないかという気がしましたが、この点のご説明をお願いします。

○事務局

これにつきましては、先ほどの議論にございました長期継続契約に該当するものでございまして、長期継続契約のうち要件に該当するもので、長期継続契約の複数年というものに対応しているものです。

○碓井会長

というわけで、用語の使い方を。

ほかに何か。そうするとこれで報告事項は大丈夫ですね。一応挙げてある項目の報告事項は終わったと思いますが、何かそのほかございますか。

○事務局

事務局から1点、契約審議会説明請求審査部会についてご報告がございます。先日、建設工事に係る委託業務の成績協定につきまして再説明請求がありました。これに伴いまして、事情聴取するために説明請求審査部会を10月2日（火）に長野県庁にて開催いたします。碓井会長および部会の委員の皆様には既にご案内を申し上げたところですが、審査部会の委員以外の皆様に、この場をお借りしてお知らせいたします。以上です。

○碓井会長

審査部会の委員の皆様、どうぞよろしくをお願いします。

ほかに何か。よろしいですか。

今、4時少し前ということで、予定時刻に終わるのは初めてです。どうもご協力いただきまして、ありがとうございました。それでは、ここで事務局にお返しします。どうもありがとうございました。



## 4 その他

○井上企画幹

碓井会長さん、大変ありがとうございました。

それでは次第にございます「4 その他」につきまして、まず事務局からですが、本年度第3回の契約審議会の開催についてお知らせいたします。開催予定日につきましては、11月中旬ということで、長野市内で開催させていただければと考えておりますが、現在日程調整をしているところです。引き続き日程をお聞きしながらご案内をお送りしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。最後になりますが、委員の皆様から何かございますか。

## 5 閉会

○井上企画幹

本日は長時間にわたりご審議をいただき誠にありがとうございました。以上をもちまして平成30年度第2回長野県契約審議会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。